

罰則規定について



第 46 回東日本医科学学生総合体育大会
山梨大学医学部運営本部

〒409-3821 山梨県中巨摩郡玉穂町下河東 1110

TEL : 055-273-8410 ・ 055-273-8412

FAX : 055-273-8419

E-mail : touitai@stu.yamanashi-med.ac.jp

出場資格の違反における罰則規程

- 第1条（趣旨）東日本医科学生総合体育大会規約第4章出場資格、第4条に違反したクラブに対し適切に懲罰を与えるために必要な手続きを定めるものとする。
- 第2条（懲罰の対象）東日本医科学生総合体育大会規約第4章出場資格、第4条に違反したクラブを懲罰の対象とする。
- 第3条（調査委員会）調査委員会は、参加クラブが大会規約第4章出場資格、第4条に違反したと思われる疑惑が発生したときに設置され、事実関係を調査する機関である。
- 1 調査委員会は大会役員、主管校評議委員、競技実行委員で構成される。
 - 2 調査委員長は不正が発覚した競技の競技実行委員長とする。
 - 3 調査委員会は事実関係を調査し、違反が判明した場合、直ちに運営本部にそれを報告する。
- 第4条（懲罰の執行）懲罰の執行は運営本部長を議長とする大会役員によって構成される懲罰執行委員会の権限で行われ、第5条、第6条に従って執行される。
- 第5条（失格）調査委員会の調査に拠り、違反の事実が明らかとなった場合、以下のとおり違反を行ったクラブは失格となる。
- 1 （団体トーナメント戦）違反が発覚した試合を不戦敗とし、その対戦相手のみ勝ち進むことができる。
 - 2 （団体リーグ戦）違反を行ったクラブはリーグ戦全敗とし、リーグ内順位を最下位とする。なお、違反が発覚する以前の対戦相手に勝ち点は与えない。
 - 3 （個人トーナメント戦）違反を行った選手の所属するクラブの参加選手は全員失格とし、違反が発覚した試合を不戦敗とし、その対戦相手のみ勝ち進むことができる。
 - 4 （個人リーグ戦）違反を行った選手の所属するクラブの参加選手全員が失格となり、全員がリーグ内順位を最下位とする。
 - 5 （その他の形式の試合）違反を行った選手の所属するクラブの参加選手は全員失格となり、違反が発覚した試合を不戦敗とし、その対戦相手のみ勝ち進むことができる。
- 第6条（大会参加資格の剥奪）違反を行ったクラブに対しては、次年度を含め4年以下の参加資格剥奪が行われる。
- 第7条（大会参加資格の復活）参加資格が剥奪されたクラブは以下のいずれかの条件で、参加資格をふたたび得ることができる。
- 1 違反が行われた大会の次年度以降の主将会議にて、満場一致で大会参加が承認され、さらに評議委員会、理事会いずれにおいても過半数で大会参加が承認された場合。なお、この申請は当事者のクラブ、東医体の同じ種目に参加するクラブのいずれかの主将ができるものとする。
 - 2 大会参加資格が剥奪されてから4年経過している場合。
- 第8条（報告）懲罰が実施された場合、調査委員会はその内容を随時、評議委員会、理事会にて報告をしなければならない。

附 則

本規程は、第46回大会にて適用する。